公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第１７３号

川崎市川崎区小川町18番地13　ライオンズプラザ川崎　204

債務者　堀池　延己

1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　克己
4　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月12日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２２１号

川崎市高津区千年73番地１　フローレンス千年　201

債務者　井田　正敏

1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　裕一
4　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２２２号

川崎市高津区千年73番地１　フローレンス千年　201

債務者　井田　恵子

1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　裕一
4　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月12日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２８２号

川崎市川崎区四谷下町20番27号　パルデンス四谷　203

債務者　上原　賢明

1　決定年月日時　平成30年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高木　亮二
4　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年９月11日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第２３８号

東京都大田区北糀谷１―11―８アルトＴ502、住民票上の住所栃木県宇都宮市西一の沢町13番33号

債務者　青柳　治彦

1　決定年月日時　平成30年６月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　一星
4　破産債権の届出期間　平成30年７月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月14日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成30年９月13日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第３８７８号

埼玉県和光市南１丁目28―17　パークガーデンＡ202

債務者　本橋　義治

1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　裕之
4　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月13日午後２時
6　免責意見申述期間　平成30年９月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５２０号

東京都練馬区小竹町１丁目75―13―202

債務者　今野　漢光

1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　和典
4　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９０７号

千葉県匝瑳市椿1274―28

債務者　高村　健児

1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　布川　博良
4　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９６２号

東京都世田谷区喜多見９丁目10―28―101

債務者　山森　達也

1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　明
4　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９８０号

東京都板橋区仲宿24―３

債務者　岡田　修一

1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野澤　　渉
4　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３９８６号

神奈川県川崎市川崎区京町１―10―17　第２ハイツ京町２階、住民票上の住所神奈川県川崎市川崎区富士見２丁目２―６―904

債務者　青木　広法

1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮里　元子
4　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年９月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２１０号

静岡県磐田市掛塚811番地

債務者　成瀬　慶子

1　決定年月日時　平成30年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大石　康智
4　破産債権の届出期間　平成30年７月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月19日午後３時
6　免責意見申述期間　平成30年９月19日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第３４６９号

埼玉県川口市大字芝4583―６

債務者　佐藤真由美

1　決定年月日時　平成30年６月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾幸太郎
4　破産債権の届出期間　平成30年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年９月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成30年９月20日まで
東京地方裁判所民事第20部